

福島県総合体育大会所要経費基準要項

- 1 謝礼金
 - (1) 会場整理・準備、運営、審判等への謝礼金
 - (2) 救護員の謝礼金
全日 4,700 円、半日 2,350 円以内とする。(ただし、公立学校の養護教諭は週休日であっても出張扱いの場合は対象とならない。)
- 2 旅費
 - (1) 会議・現地打合せ等の旅費
交通費・・・鉄道賃実費、車賃
宿泊費・・・宿泊を要する場合は、1泊 8,470 円(消費税込)を限度とする。
 - (2) 競技役員旅費
できる限り地元役員を中心として編成するが、旅費を要する競技役員についての支給金額は大会期間とし、支給は(1)と同額とする。
 - (3) 生徒引率者を競技役員に依頼する場合は、学校の旅費支給との重複をさける。
- 3 食糧費
 - (1) 競技役員・補助員の昼食代は、1日1食 660 円(消費税込)程度とする。
 - (2) プログラム編成等の食事代は、1日1食 660 円(消費税込)程度とする。
- 4 消耗品費
 - (1) 事務用品・・・文具・紙代等
 - (2) 器材等・・・借りを原則とするが、借り上げできないもの。
- 5 印刷製本費
プログラム代
- 6 通信運搬費
委嘱状・要項発送などの郵便料、電話料、器材の運搬料等
- 7 使用料
 - (1) 会場使用料
 - (2) 車両使用料・・・1種目1日につき 4,000 円を原則とする。
- 8 燃料費
灯油代等

※厳守事項

領収証は金額、日付、発行者、内訳等が明確に確認できるもの。また、日付については会議・大会日程と整合性のあるものとする。

経費の執行にあたっては、コスト意識の醸成、説明責任を果たせるものとし、効率的かつ適正な執行に努めること。